


西東京市第3次男女平等参画推進計画 西東京市配偶者暴力対策基本計画

概要版



平成26年3月



西東京市



計画策定の趣旨

西東京市では、男女平等参画社会の実現に向けて、2004（平成 16）年 3 月に「一人ひとりが自分らしく自立しいいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす」ことを基本理念とする「西東京市男女平等参画推進計画」（以下「第 1 次計画」とする）を策定し、2009（平成 21）年 3 月には第 1 次計画の基本理念と方向性を引き継ぐ「西東京市第 2 次男女平等参画推進計画」（以下「第 2 次計画」とする）を策定しました。

2008（平成 20）年 4 月には「男女平等推進センター パリテ」が開館し、拠点施設が整いました。

本市における男女平等参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、社会環境の変化に的確に対応し、男女平等参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、配偶者等からの暴力の防止と被害者を支援するため、「西東京市配偶者暴力対策基本計画」を包含した「西東京市第 3 次男女平等参画推進計画」を策定するものです。

計画の目的

市が行う男女平等参画施策の基本方針を示すと同時に、男女平等参画社会実現のための直接的、間接的な取り組みを体系化し取りまとめ、その施策を推進することを目的とするものです。

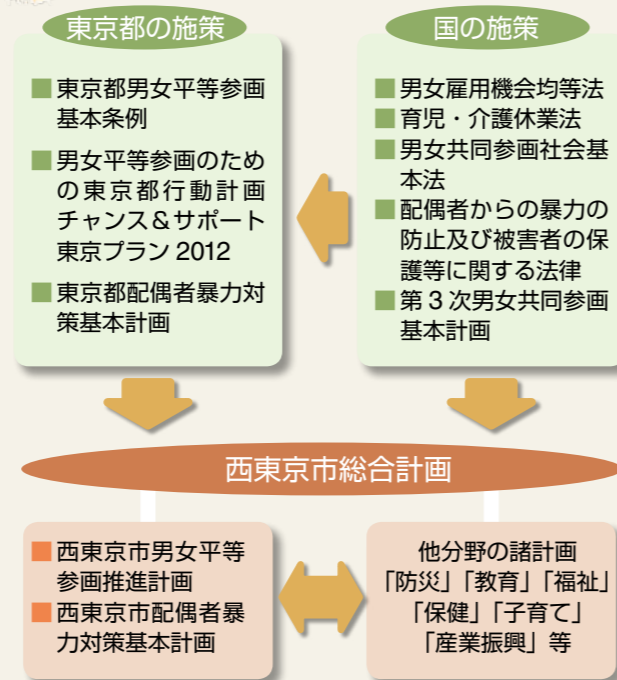
計画の期間

2014（平成 26）年度から 2018（平成 30）年度までの 5 力年とします。

計画の基本的考え方

この計画は、すべての男女を施策の対象とし、性別等により異なる扱いがされない社会をめざしています。一方、妊娠・出産に関する女性特有の機能について保護の対象とすることは、男女平等に反するものではなく、社会として必要なことと考えます。また、この計画では、差別の結果生じている男女間の格差を改善するためには、必要な範囲において男女のいずれか一方に対して、参画の機会を積極的に提供する必要があると考えます。

計画の位置づけ



基本目標と重点課題の設定

この計画では、4 つの基本目標を設定し、目標を実現するための課題を明らかにし、課題解決に向けた施策を提示しています。

また、基本目標ごとに重点的に取り組む課題として重点課題を選定し、より積極的に施策の展開を図ります。

さらに、この計画では、達成度を確認し、計画の進捗を把握するため、課題ごとに指標と目標値を設定しています。

男女平等参画社会を推進していくための活動拠点 男女平等推進センター パリテ

西東京市男女平等推進センター パリテは、学習・相談・交流・情報の収集や発信・市民との協働など男女平等参画社会を推進していくための活動拠点（オアシス）です。

女性相談、活動室、オープンスペース（図書・パソコン・登録団体連絡箱設置）、印刷室を備え、市民との協働で毎年 2 月に「パリテまつり」を開催したり、企画運営委員会とともに講演会・講座など実施しています。

※愛称「パリテ」とは……フランス語で“平等な”という意味です。



第 6 回 パリテまつり講演 湯浅誠さん

男女平等推進センター宣言

性、国籍、年齢などの違いや障害の有無にかかわらず、
女性たちはもとより、あらゆる人びとが、
ここにすれば、いろいろな人に出会え、結びつきが生まれる。
ここにすれば、互いに解放され、自己をみつめることができる。
ここにすれば、悩みを語り、共有し、解決に導ける。
ここにすれば、共に学び、考え、行動することができる。

また、
ここにすれば、老いも若きも、女も男も、すべての人が元気になれる。
そして、

ここが、世界の平和を創りだす場となるとともに、
西東京市民すべての人の、自由と平等に寄与することを願います。

計画の体系

基本理念

視点

基本目標

課題 (★は重点課題)

施策

一人ひとりが自分らしく自立しいきいきと個性と能力を發揮できる社会をめざす

人権の尊重

私たちは、男女が性別により差別されることなく、人権を尊重する社会をめざします

個性の尊重

私たちは、自らの意思と責任により、多様な生き方の中から自分らしい生き方を選択することができる社会をめざします

男女平等参画

私たちは、家庭、仕事、地域活動など、あらゆる分野に男女が対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会をめざします

基本目標Ⅰ
あらゆる分野への男女平等参画の意識づくりと推進

基本目標Ⅱ
人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

基本目標Ⅲ
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

基本目標Ⅳ
男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化

I-1★ 男女の固定的性別役割分担意識の解消

- (1) 男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供
- (2) 男女平等に関する学習機会の提供
- (3) メディア・リテラシーの普及と教育

I-2 家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進

- (1) 男女平等参画推進のための教育・学習の実施
- (2) 保護者・保育士・教員・地域等の男女平等意識の啓発
- (3) 関係部署を対象とした男女平等意識の啓発

I-3 政策・方針決定過程への男女平等参画の推進

- (1) 審議会・委員会等への女性の積極的登用
- (2) 人材に関する情報の収集と整備

I-4 経済活動における男女平等参画の推進

- (1) 女性の就労支援
- (2) ひとり親家庭等の就労支援
- (3) ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の推進
- (4) 女性農業者への支援
- (5) 女性の起業、コミュニティビジネス等への支援

I-5 地域活動における男女平等参画の推進

- (1) 女性リーダーの育成と参画の促進
- (2) 地域活動等への男性の参画の促進
- (3) 市民活動団体との協働

I-6★ 男女平等参画の視点による防災・まちづくりの推進

- (1) 防災対策における女性の参画拡大
- (2) 男女平等参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進

Ⅱ-1 人権を尊重する意識の醸成

- (1) 多様な性・多様な生き方を認める人権尊重の意識づくり

Ⅱ-2★ 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援
西東京市配偶者暴力対策基本計画

- (1) 暴力の未然防止と早期発見
- (2) 相談窓口の充実
- (3) 被害者の安全の確保と自立への支援
- (4) 市の体制整備と関係機関との連携強化

Ⅱ-3 男女平等を阻む暴力の防止(セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等)

- (1) 暴力の防止に向けた意識啓発
- (2) 暴力の被害者に対する支援

Ⅱ-4 性と生殖に関する健康支援

- (1) からだと性に関する正確な情報の提供
- (2) 女性医療情報の充実に向けた取り組み

Ⅲ-1★ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の意識づくり

- (1) ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供
- (2) ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた事業所への働きかけ
- (3) 男女ともに働きやすい環境づくりの支援

Ⅲ-2 男性の家事・育児・介護への参加促進

- (1) 男性の家事・子育てへの参加促進
- (2) 男性の介護への参加促進

Ⅲ-3 子育てへの支援

- (1) 子育て支援サービスの充実
- (2) 地域での子育て支援の促進
- (3) ひとり親家庭への支援

Ⅲ-4 介護への支援

- (1) 地域での支え合いのしくみづくり
- (2) 家族介護者への支援

Ⅳ-1★ 男女平等推進センター パリテの事業の充実

- (1) 相談機能の充実
- (2) 学習機能の充実
- (3) 情報機能の充実
- (4) 市民との協働

Ⅳ-2 推進体制の整備と充実

- (1) 庁内推進体制の充実・強化
- (2) 男女平等推進条例設置の検討
- (3) 国や都、他自治体等との連携や情報交換

Ⅳ-3 庁内の男女平等参画の推進

- (1) 男女平等参画に関する職員の理解促進
- (2) 男女ともに働きやすい職場環境の整備
- (3) 管理的立場における女性職員の参画促進
- (4) 市発行情の表現における男女平等の視点の徹底

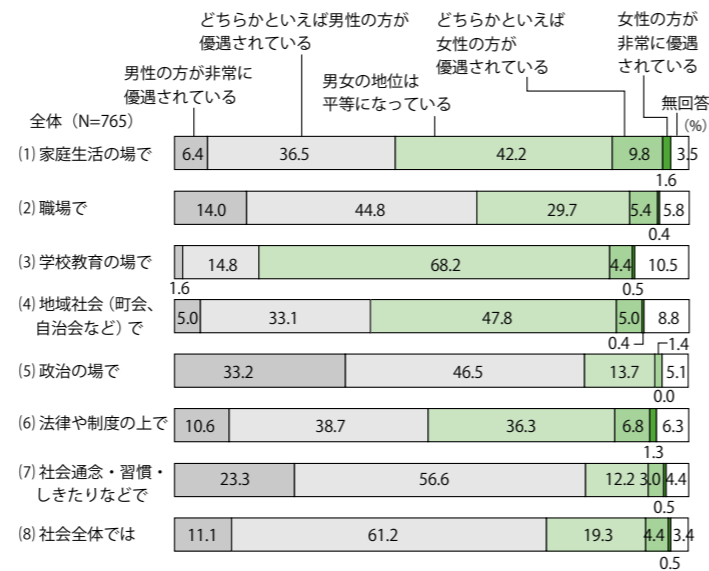
Ⅳ-4 男女平等参画推進計画の進行管理

- (1) 市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理

基本目標Ⅰ あらゆる分野への男女平等参画の意識づくりと推進

- ◆男女の固定的性別役割分担意識の解消をすすめます。
- ◆あらゆる年代の市民が男女平等参画社会について理解を深め、性別役割分担意識を解消できるよう取り組みます。
- ◆審議会・委員会等への女性の登用を積極的に図ります。リーダーを担える女性の人材について情報収集し、審議会・委員会等への登用を図ります。
- ◆働く意欲のある女性が能力を十分に発揮し活躍できるよう、就労支援や市内企業・事業所への働きかけ、起業支援等の取り組みをすすめます。
- ◆地域活動において、女性がリーダーを担えるよう支援するとともに、男性の地域活動への参画を支援します。
- ◆防災分野への女性の参画を促進するとともに、男女平等の視点を取り入れた地域防災活動をすすめます。

■図表 男女の地位の平等感（全体）



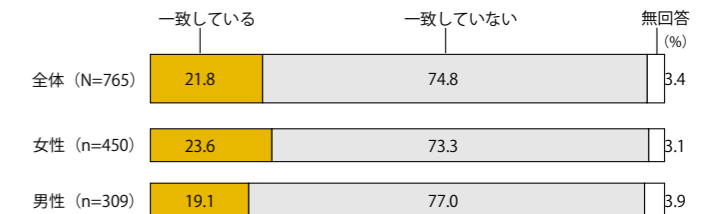
『学校教育』を除くすべての分野において、『男性優遇』の割合が高く、不平等感が強くなっています。

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」(平成24年)

基本目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

- ◆ワーク・ライフ・バランスが広く市民に浸透するよう、啓発を行います。また、事業所が働きやすい環境を整備できるよう、啓発や情報提供を行います。
- ◆男性の家事、育児、介護への参加に向けて支援の充実を図ります。
- ◆安心して子育てができるよう、子育て支援の充実を図ります。ひとり親家庭の子育てや生活支援に向けてより一層の充実を図ります。
- ◆女性、男性を問わず、介護者が仕事と家庭生活や介護と両立できるよう、地域の支え合いや介護者への支援の充実を図ります。

■図表 「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」の優先度(希望と現実の一致)(全体、性別)



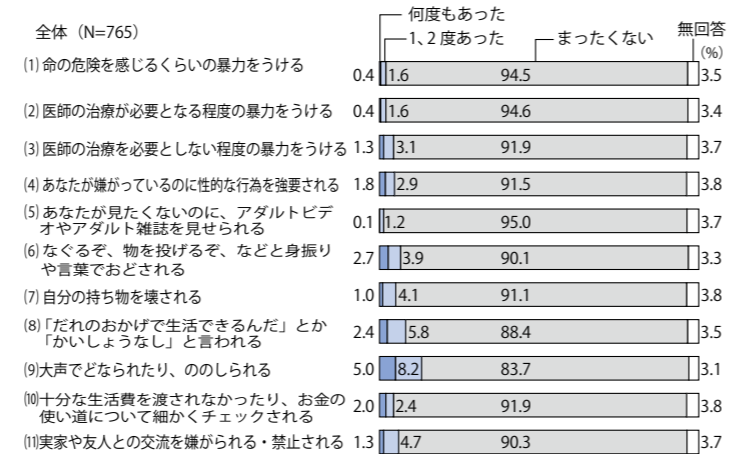
「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」の優先度について、希望と現実が一致している人は2割にとどまっています。

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」(平成24年)

基本目標Ⅱ 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

- ◆多様な性・多様な生き方を認める人権尊重の意識づくりをすすめます。
- ◆「西東京市配偶者暴力対策基本計画」として、配偶者等からの暴力の防止、相談窓口の充実による早期発見と対応、被害者の安全確保と自立支援に取り組みます。庁内関係各課や関係機関との連携を強化し、相談から自立まで、切れ目のない支援をします。
- ◆男女平等を阻む暴力を容認しない意識を育むことで暴力を防止するとともに、被害者の支援に取り組みます。
- ◆性と生殖に関する健康と権利の視点から、市民が生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、情報提供や支援を行います。

■図表 配偶者から暴力を受けた経験(全体)



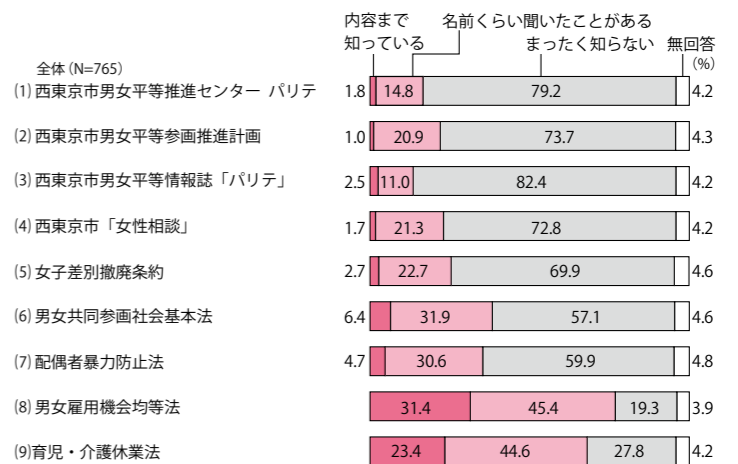
実際にDVを受けた経験のある人では、「大声でどなられたり、ののしられる」など、精神的暴力の被害が多いことがうかがえます。

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」(平成24年)

基本目標Ⅳ 男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化

- ◆男女平等参画推進の拠点施設として、相談機能、学習機能、情報機能の充実を図ります。男女平等参画に関する市民、団体等への活動支援とネットワークづくりに取り組み、市民との協働をすすめます。
- ◆男女平等推進条例や苦情処理機関の設置を検討します。国や東京都等に働きかけ、法令や規制などの整備・改正に向けた動向を把握します。
- ◆市職員一人ひとりが男女平等の意識を持ち、ワーク・ライフ・バランス等に配慮した男女ともに働きやすい職場づくり、市発行物における男女平等の視点による表現の徹底に取り組みます。
- ◆施策の進捗状況について、男女平等参画推進委員会による実績評価を行い、市民の声を反映させながら進行管理を行います。

■図表 西東京市の取り組み、男女平等に関する法律等の認知度(全体)



男女平等推進センター パリテは市の公共施設として、市民に十分に認知されているとは言い難い状況にあります。

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」(平成24年)

課題ごとの指標

計画の進捗状況を定期的・客観的に点検・評価し、その後の進捗に活かしていくため、課題ごとに指標と目標値を設定しました。課題の★は重点課題です。

目標	課題	指標	現状値	平成30年度目標値	
I あらゆる分野への男女平等参画の意識づくりと推進	I -1 ★	男女の固定的性別役割分担意識の解消	男女の固定的性別役割分担意識の解消について、理解のある人の割合を増やす	46.5% (平成24年)	60%
	I -2	家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進	家庭・学校・地域等の社会全体で、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす	19.3% (平成24年)	30%
	I -3	政策・方針決定過程への男女平等参画の推進	市の審議会・委員会等における女性委員の割合を増やす	33.2% (平成25年7月1日現在)	40%
	I -4	経済活動における男女平等参画の推進	職場において、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす	29.7% (平成24年)	40%
	I -5	地域活動における男女平等参画の推進	地域社会(町会・自治会など)において、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす	47.8% (平成24年)	60%
	I -6 ★	男女平等参画の視点による防災・まちづくりの推進	防災会議における女性委員の割合を増やす	9.1% (平成25年7月1日現在)	15%
II 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶	II -1	人権を尊重する意識の醸成	女子差別撤廃条約の認知度を上げる	25.4% (平成24年)	50%
	II -2 ★	配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	配偶者暴力防止法の認知度を上げる	35.3% (平成24年)	80%
	II -2 ★ II -3 共通	配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 男女平等を阻む暴力の防止	女性相談の認知度を上げる	23.0% (平成24年)	50%
	II -4	性と生殖に関する健康支援	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の認知度を上げる	未把握	20%
III ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	III -1 ★	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の意識づくり	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の認知度を上げる	43.0% (平成24年)	50%
	III -2	男性の家事・育児・介護への参加促進	「個人の生活」、「家庭生活」、「仕事」すべてを優先したい男性の割合を増やす	32.4% (平成24年)	40%
	III -3 III -4 共通	子育てへの支援 介護への支援	「個人の生活」、「家庭生活」、「仕事」すべてを優先したい人の希望と現実の一致率を上げる	4.1% (平成24年)	10%
	IV -1 ★	男女平等推進センターパリティの事業の充実	男女平等推進センターパリティの認知度を上げる	16.6% (平成24年)	40%
IV -2	推進体制の整備と充実	西東京市男女平等参画推進計画の認知度を上げる	21.9% (平成24年)	40%	
IV -3	庁内の男女平等参画の推進	女性係長級職以上の割合を増やす	20.2% (平成25年4月1日現在)	23%	
IV -4	男女平等参画推進計画の進行管理	西東京市男女平等参画推進計画の実績評価において着実に執行されている事業の割合を増やす	34% (平成23年度各課実績)	50%	



西東京市第3次男女平等参画推進計画・西東京市配偶者暴力対策基本計画

発行：平成26年3月

編集・発行：西東京市生活文化スポーツ部協働コミュニティ課男女平等推進係

〒202-0005 東京都西東京市住吉町6-15-6 住吉会館内 男女平等推進センターパリティ
TEL 042-439-0075 FAX 042-422-5375



古紙配合率100%再生紙を使用しています



「いちこに」
©シンエイ/西東京市